

# ドイツ・会計税務ニュースレター

## 第35回 税務

### ライセンス料に係る源泉税と日独租税条約の適用

2024年7月

#### はじめに

日独間のライセンス取引では、多くの場合、ライセンシーによる源泉徴収義務が発生します。特に著作権やソフトウェア使用料の場合、取引が多額になることも多く、留意が必要です。

本稿では、日本の事業者がドイツの事業者に対してライセンスの使用権を付与した場合の源泉税と日独租税条約の取扱いについて解説し、ライセンス取引における実務上の問題について考察します。

なお、源泉税や日独租税条約の取扱いは配当や支払利息の場合でも同様です。日本親会社がドイツ子会社から資金還流を行う場合にも留意が必要となります。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

#### Contents

- ・ 背景
- ・ ロイヤルティに係る源泉徴収義務（通常の場合）
- ・ 租税条約に係る免税措置の適用方法
- ・ 低額ロイヤルティに係る源泉徴収義務の免除
- ・ ライセンス契約における実務上の考慮事項

#### 背景

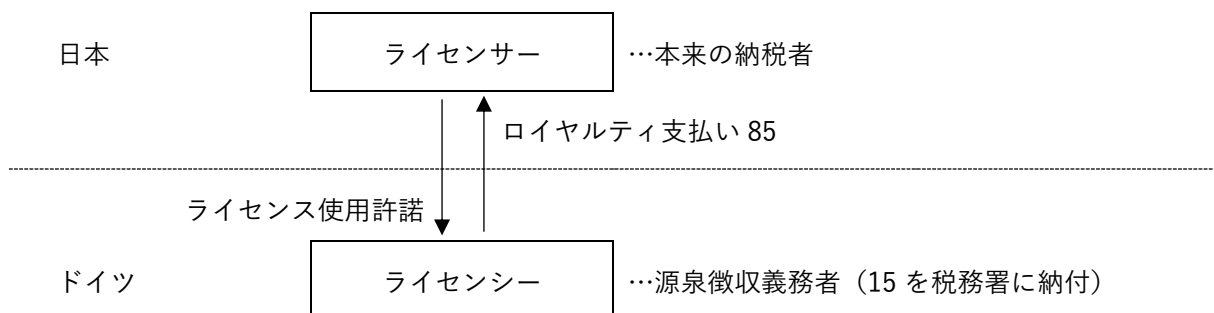
多くの業界で、特許、商標、著作権等のライセンスに係る取引が行われています。ライセンス利用料（ロイヤルティ）は多くの場合、源泉税の対象となりますが、租税条約の適用を含む法的要件や手続に複雑な点が多く、しばしば議論の対象となります。

最近ではドイツ連邦中央税務局（BZSt）での租税条約の適用による免税証明書の発行にかなりの時間を要するため、免税対象の取引であっても、いったん標準税率で源泉税を納付したうえで、事後的に還付申請を行わざるを得ないケースが頻発しています。また、源泉税に起因する責任、リスクや経済的負担が、契約において十分に考慮されていないケースもあります。

### ロイヤルティに係る源泉徴収義務(通常の場合)

日本を含むドイツ国外のライセンス保有者（ライセンサー）が、ライセンスの使用権をドイツ国内の利用者（ライセンシー）に付与する場合、ライセンシーはドイツでの源泉徴収義務を負います<sup>1</sup>。ライセンシーは、ロイヤルティの支払い時に 15.825%<sup>2</sup>の源泉徴収を行い、期限内に電子申告を行い、BZSt に納付する必要があります<sup>3</sup>。源泉徴収義務の違反は、多額の追徴税や刑事責任につながる可能性があります。源泉徴収義務の対象はライセンス使用権の一時的な付与であり、ライセンス自体の譲渡は通常、対象とはなりません（注：次頁参照）。

(例) ロイヤルティ 100、源泉税率 15%の場合



### 租税条約に係る免税措置の適用方法

日独間のライセンス取引の場合、日独租税条約の適用により、源泉税は免税（0%）となります（配当、利息の場合は次頁参照）。ただし、租税条約による免税措置を適用する為には、ライセンサーは予めドイツの BZSt から免税証明書（Freistellungsbescheinigung）を入手し<sup>4</sup>、ライセンス料の受領前にライセンシーに提示する必要があります。証明書の発行のためには多くのステップを経る必要があります。最近では特にこの承認に時間が掛かる傾向にあります<sup>5</sup>。期限までに免税証明書が入手できていない場合、ライセンシーはひとまず源泉税を納付し、ライセンサーは、これも長い手続を経て源泉税の還付を申請するという選択肢しかありません。

<sup>1</sup> ドイツ所得税法（EStG）第 50a 条 1 項 3 号。源泉徴収対象となる報酬には以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 著作権（映画権、音楽権、書籍権など）や工業所有権、技術的、科学的、および同様の経験、知識、スキル（商標権、特許権、ノウハウ）などをドイツ国内で利用する権利を付与することによる収入
- ドイツ国内での芸術、スポーツ、娯楽、または同様のパフォーマンスによって得られる収入（トークショーやパフォーマンスの出演料、専門家の報酬、賞金など）

<sup>2</sup> 配当、支払利息の場合は源泉税率 26.375%

<sup>3</sup> 四半期毎に徴収した源泉税を、四半期末の翌月 10 日までに申告・納付（EStG 第 50a 条 5 項）

<sup>4</sup> 申請は BZSt Online-Portal（BOP）を介してオンラインで行う。詳細は [こちら](#) を参照

<sup>5</sup> ドイツ連邦議会での CDU/CSU からの質問に対する政府回答（2024 年 3 月 14 日付）によると、租税条約の適用による投資所得に対する免税・軽減税率適用証明書の申請から交付まで、直近では平均 480 日かかっているとのこと。これは配当源泉税の場合だが、ロイヤルティについても同様と推察される。

参考：<https://dserver.bundestag.de/btd/20/108/2010898.pdf>

<日独間での利子・配当・ロイヤルティに関する源泉所得税>

	ドイツ国内法	日独租税条約
配当	26.375%	0%/5%/15% (※)
利子	26.375%	0%
ロイヤルティ	15.825%	0%

※ 0%：出資比率 25%以上を 18 か月以上保有する場合

5%：出資比率 10%以上を 6 か月以上保有する場合

15%：その他の場合

### 低額ロイヤルティに係る源泉徴収義務の免除

ただし、低額のロイヤルティの支払いの場合は、免税証明書の提示がなくても、源泉税の徴収を回避することができます。これは、取引が租税条約に基づく源泉税の免除対象であり、かつロイヤルティが年間 5,000 ユーロを超えない場合に適用できます。

なお、2024 年 3 月 27 日付の改正により、2024 年 1 月 1 日以降に支払われるロイヤルティについては、上記の基準額が 10,000 ユーロに引き上げられました<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> EStG 第 50c 条 2 項 2 号

## ライセンス契約における実務上の考慮事項

ライセンス使用権の取引において、実務上以下の点にも留意が必要となります。

### 1. ネット契約

租税条約に基づく免除証明書の申請手続きが複雑なため、ライセンサーがいわゆるネット契約（グロスアップ条項）により、源泉税の経済的負担をライセンシーに転嫁しようとするケースが増えています。しかし、こうした契約は源泉徴収義務の観点では意味をなさないことが多く、原則に従った源泉税の免除申請手続きを行う事が推奨されます。

### 2. 著作権譲渡の場合の源泉税

前述の通り、著作権自体の譲渡の場合は通常、源泉税は発生しません。しかし、連邦財政裁判所は2018年10月24日の判決（ファイル番号 IR69/16）において、返還条項のある著作権の譲渡において、例外的に源泉徴収義務が存在するケースがあることを明確にしました。デザイン、脚本、楽曲等の著作権の譲渡契約の場合には、この点を考慮する必要があります。

### 3. ソフトウェア開発の源泉税

上記と異なり、ソフトウェアの受託開発においては源泉税は発生しません。ただし前提条件として、契約において「ソフトウェアの包括的、排他的、永続的かつ取消不能な使用・利用権の付与」が規定されていることが必要です。源泉税の徴収・納付義務を回避するためには、契約内容を慎重に検討する必要があります。

## お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザリー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

## 担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E [hiroshi.inoue@de.gt.com](mailto:hiroshi.inoue@de.gt.com)

W [grantthornton.de](http://grantthornton.de)

## Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。